

伊那市有機農業推進事業補助金交付要領を次のように定めます。

令和5年6月30日

伊那市長 白鳥 孝

伊那市有機農業推進事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、有機農業を推進・拡大するため、化学肥料及び化学農薬の使用低減に努め、堆肥等の有機質資源の利活用により、農地の地力増進を図り、環境と安全に配慮した有機農業に取り組む者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、伊那市補助金等交付規則（平成18年伊那市規則第35号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 農業者 本市の農地基本台帳に登録された者をいう。
- (2) 法人 本市の農地基本台帳に登録された法人をいう。
- (3) 有機農業 有機農業の推進に関する法律（平成18年法律第112号）第2条の規定に基づく有機農業であって、日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）に規定された生産方式や又は環境保全型農業直接支払交付金実施要綱（平成23年4月1日付け22生産第10953号農林水産事務次官依命通知。）における国際水準の取組をいう。
- (4) 有機質肥料 生産業者保証票、輸入業者保証票又は販売業者保証票を添付してある普通肥料の中の有機質肥料、その他市長が適当と認めるものをいう。
- (5) 緑肥種子 収穫せずに田畠にすき込み、かつ、有機物補給による土壤の團粒化及び透水性の改善等による土づくりを目的として栽培する作物の種子、その他市長が適当と認めるものをいう。
- (6) 土壤診断 農用地の土壤成分を分析し、必要な施肥内容等について診断することをいう。
- (7) 検体 土壤診断のために1か所の農用地から採取する分析用の土をいう。
- (8) 有機JAS認証 日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）第2条第3項に規定する登録認証機関（以下「登録認証機関」という。）が、有機JAS規格に適合した方法で農産物の生産を行っている農業者に対し、その者が生産する農産物について有機農産物であるとの表示を認めることをいう。
- (9) 有機JAS講習会 有機農産物及び有機飼料（調整または選別の工程のみを経た

ものに限る。)についての生産工程管理者及び外国生産工程管理者の認証の技術的基準(平成17年農林水産省告示第1830号)の三の2の(1)に規定する認証機関の指定する講習会をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内の自己所有地又は利用権設定された農用地を耕作する農業者又は法人であること。
- (2) 現に生産及び出荷販売している又は今後生産及び出荷販売をしようとしていること。
- (3) 土壤診断の結果に基づく土づくりを行い、有機農業に取り組む農業者で、堆肥、有機質肥料、緑肥等を活用し、化学肥料を低減した栽培をすること。
- (4) 交付申請時に市税及び分担金、使用料その他の歳入を滞納していないこと。
- (5) 対象事業の実施に関して国、県等から他の同様の補助金等の交付を受けていないこと。

(補助金交付の要件)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、農業者が農用地の土壤診断を行い、その診断結果に基づき施肥改善を行う場合に、化学肥料の代替として堆肥等を購入する経費、または有機JAS認証取得に要する経費であって、次に掲げる経費とする。

- (1) 実施期間中に支払が完了した経費
- (2) 領収書等によって支払金額が確認できる経費

(補助対象事業等)

第5条 補助対象とする事業内容、補助率及び事業に要する経費の限度額は、次の表とおりとする。

事業	補助対象経費		補助率、補助限度額等
堆肥・有機質肥料活用事業	(1) 堆肥の購入費用 ※市内の畜産農家が生産した堆肥であること。	ア 農林水産大臣が指定した特殊肥料の中の堆肥に分類されること(別紙1参照)。 イ 申請者が市内にある自ら耕作する農用地に施用すること。 ウ 申請者自らが生産している堆肥は、除く。 エ 運搬費用は、除く。	補助対象費用の2分の1以内(1,000円未満切り捨て)とし、補助限度額は、10万円とする。
	(2) 有機質肥料の購入費用 ※市内の販売事業者	ア 「生産業者保証票」又は「輸入業者保証票」を添付してある普通肥料の	

	から購入する有機質肥料であること。	中の有機質肥料に分類されること（別紙2参照）。または、農林水産省の有機農産物のJASに関する資材情報に掲載されていること。 イ 申請者が市内にある自ら耕作する農用地に施用すること。 ウ 申請者自らが生産している堆肥は、除く。	
緑肥活用事業	緑肥種子の購入費用	(1) 長野県における持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針に記載された緑肥作物等を対象とすること（別紙3参照）。 (2) 緑肥種子は適正な時期に市内にある自ら耕作する農用地に還元（すき込み）を行うこと。 (3) 申請者自らが採種した緑肥種子は、除く。	
土壤診断事業	土壤診断に要した経費	土壤診断結果の提出を必須とし、土壤診断結果に基づく土づくり計画を作成すること。	
有機JAS認証取得事業	有機JAS認証取得に要した費用	(1) 有機JAS講習会の受講料 (2) 登録認証機関が実施する有機JAS認証審査及び調査に要した費用（振込手数料、郵送料、申請書式集代、登録認証機関年会費及び認証シール発行に係る費用を除く。）	

(交付申請及び実績報告)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、次に定める書類を市長に提出するものとする。

- (1) 有機農業推進事業交付申請書兼実績報告書（様式第1号）
- (2) 有機農業推進事業の交付申請に関する同意書（様式第2号）
- (3) 土壌診断に基づく土づくり計画書（様式第3号）

2 前項に掲げる書類の提出期限は、市長が別に定める。

（交付決定及び額の確定等）

第7条 市長は、前条の規定による書類の提出があった場合において、その内容を審査し、適當と認めるときは、有機農業推進事業交付決定兼確定通知書（様式第4号）により、当該申請者に通知するものとする。

（交付請求）

第8条 前条第1項の規定による有機農業推進事業の交付決定及び額の確定の通知を受けた者は、市長に有機農業推進事業交付請求書（様式第5号）を提出し、交付金の請求を行うものとする。

（交付決定及び額の確定等の取消し）

第9条 市長は、交付対象者等が、次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) この補助金の交付を受けた堆肥等を譲渡し、又は転売をしたとき。
- (5) その他法令又はこの要領に違反したとき。

（補助金の返還）

第10条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

（適用除外）

第11条 この要領の規定は、過疎地域集落整備事業（昭和52年度から昭和58年度までの間に伊那市高遠町芝平地区又は荊口地区において実施されたものに限る。）による集落移転の対象となった区域において実施する事業については、適用しない。

（補則）

第12条 この要領に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、令和5年6月30日から施行する。

（この要領の失効）

2 この要領は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。